

オリーブの会通信

2024年8月

発行：KHJ 香川県オリーブの会

〒760-0043 高松市今新町4番地20

連絡先 TEL 087-802-2568

<http://khj-olve.com/>



猛暑に代わる新しいことばの必要を感じる程の暑い日が続いています。

去る5月に西日本で初めて「当事者団体 VOSOT」さんを関東からお招きし、第22回目の「ひきこもり親子クロストーク」を高松市で開催。そのため当会の総会は6月30日に変更して開催ということになりました。

総会では議長に川井富枝氏を選出、各議案説明は事業について松本一幸代表が、決算等会計については細川満理子会計が行い審議の結果、議案の全てが承認されました。総会出席者は委任者を含めると昨年度を4名上回る37名でした。

今年も、昨年同様に県外在住の会員が1名出席されるなど、コロナの余韻があった一昨年と比較すると8名増（委任者含む）の方々が集えたことを喜び合いたいものです。私たちの会は互いに一人ひとりが大切な存在であります。

今回の総会でも、形式的な総会となることを避けるため2023年度事業報告や新年度事業計画についても議案審議の中で、総会資料の記載事項のうち主要事項は丁寧に説明を行いました。

これは自らが必要に迫られ作った「オリーブの会」の創設時の原点に立ち返り、総会を過ぎし1年間の振り返りの機会として位置づけ、この期間の歩みをみんなで真摯に評価し合い、個人また家族ひいては会の今後の歩みのエネルギーの源にしたいという願いがあるからです。

当会は今年、活動開始から数え22年目となりますが、これまで会の中心的役割を担ってきた方々が、活動をもっと積極的にしたい気持ちを持ちながら、高齢化によりでき難い現実に対面することが増えてきました。

昨年度から既に始めてはいますが、私たちはこれからこの会に何を期待し何を選び残し、新たに創造していくか、今年度は更に具体的に会の存在意義を含めて互いに問い直す作業の必要性を痛感しています。大切なのは何を指して進むかの一致です。

総会開催まで「総会資料」の作成はじめ諸準備に当たられた皆様、特に2024年度から新しく会計の任に就かれた役員はじめ大変お疲れ様でした。

今年度から役員1名が増員となり副代表の任に就いていただきましたのは心強い限りです。

●月例会の報告

6月30日

総会終了後、当会会員の辻 正彦さんにご自身が現地視察された2県（高知県安芸市と静岡県浜松市）の農福連携の実態についてスクリーンを使ってお話いただきました。

演題「農福連携の現地実状視察に見る今後の可能性」

- ・高知県安芸市はじめ他県の先進成功事例を基に当県内の今後の推進にとっての方向性や課題等



この視察報告には、当会が日頃からお世話になっている香川県障害福祉課の土手政幸課長様が自主的にご出席下さり、終了後貴重なお話をいただくことができ大変嬉しく思いました。

●以下は、当日の参加者のご感想の一部です。

- ・2県の農福連携の成功事例を聴くことができとてもよかった。
- ・高松市でもワーキンググループが結成されたとのことで、今後関係団体の話し合いが継続、進展してくことを見届けたい。
- ・香川県でも農福連携を進め早期の実現、開始をしていただきたい。
- ・安芸市は近いこともあり、身近に感じられる。高松市でもできそうな気がする。
- ・いろいろな働き方ができる場の提供があれば当事者が社会参加につながるのでは・・・。
- ・農福連携は発起人が行政であっても、運営は民間の福祉に明るい方に任せていくことが大事と思う。また、JAが中心になっても官僚的運営になるのではないか？
- ・ひきこもり当事者にとって、選択肢が増えることは大変希望が持てると感じる。
- ・でも、お話を聴いていて現実には福祉のための農園ではない。その通りと思うところもある。

7月29日

- ・去る7月29日、当会は香川県に対して「要望書」を提出いたしました。

当日は松本・平野両代表が香川県健康福祉部長 長尾英司様に対面させていただき香川県に対して「要望書」により以下6項目の要望をさせていただきました。

—当会の要望項目—

1. 「香川県精神保健福祉センター」に、精神科の医師を常勤として配置
2. 「香川県ひきこもり地域支援センター」の残置と更なる機能向上
3. 県内全市町で「重層的支援体制整備事業」の実施
4. 県内ひきこもり支援関係機関のネットワークの構築や社会資源として当会の活用
5. 断らない相談支援、継続的支援の体制づくり
6. 「ひきこもり基本法」の制定実現へのご理解とご支援

第 262 回月例会ご案内



日 時	2024 年 8 月 25 日（日）13：30～16：30（受付：13:00～）
場 所	かがわ総合リハビリテーションセンター 「福祉センター」 2階 第1・第2研修室 〒761-8057 高松市田村町 1114 番地 Tel：087-867-7686
内 容	<p>☆第一部 13：30～ 会からの諸報告はじめ 13：45～ 15:00 講演 * 講演終了後の質疑応答の時間を含む</p> <p>演 題 「香川県ひきこもり地域支援センター アンダンテの取組みについて」 講 師 （精神保健福祉センター ひきこもり地域支援センター担当） 藤 田 美 絵 氏</p> <p>● 本年4月に香川県精神保健福祉センター所長に就任された 水永 淳 様が当月例会にご出席いただきます。</p> <p>☆第二部 「グループ話し合い」を行います。 （ 例会終了解散予定時刻:16:30 ）</p>

第 263 回月例会ご案内



日 時	2024 年 9 月 22 日（日）13：30～16：30（受付：13:00～）
場 所	かがわ総合リハビリテーションセンター 「福祉センター」 2階 第1・第2研修室 〒761-8057 高松市田村町 1114 番地 Tel：087-867-7686
内 容	<p>☆第一部 13：30～ 会からの諸報告 13：40～ 15：30</p>

<p>(現在、プログラムを 検 討 準 備 中 です)</p> <p>☆第二部 (第一部終了後 10 分程度休憩 の後)</p> <p>15 : 40 ~ 16 : 10 グループ別話し合い</p> <p>(ここでの話は誰もが他の者に漏らさないこととします。)</p>



KHJ 香川県オリーブの会 女子会&家族会 in 三豊

開催 (月例) 日時 : 9月13日 (金) 時間 13 : 30 ~ 15 : 30
 場所 : 三豊市たかせ人権福祉センター (高瀬町) 場所の案内のみ (0875) 72-2501
 〒767-0011 三豊市高瀬町下勝間 430-1
 (三豊市役所庁舎とは国道 11 号線 7 を挟んで反対方向にあります。)

報 告

【諸会等の予定】

(相談窓口・当事者のための居場所)

内 容	月	日	曜	時 間	担 当
ひきこもり相談窓口 (来所相談も可) ※先ずは ☎ 087-802-2567 をお待ちしております - 第 1・3 土曜日に行います -	8	3 17	土	10 : 00 ~ 13 : 00	平野ほか
	9	7 21	土	10 : 00 ~ 13 : 00	平野ほか
ひきこもり当事者のための居場所 ※連絡先 : ☎ 087-802-2567 - 第 1・3 土曜日に行います -	8	3 17	土	13 : 30 ~ 16 : 30	サポーター登録者・平野
	9	7 21	土	13 : 30 ~ 16 : 30	サポーター登録者・平野

- 初めて参加される方は、(☎ 087-802-2568) オリーブの会までお電話ください。
 (注意) 2024 年 4 月以降、ひきこもり相談窓口、ひきこもり当事者のための居場所
 ともに第 1・第 3 土曜日、時間帯が一部変更となりましたのでご注意ください。
 (従来の「傾聴サロン」は「ひきこもり当事者のための居場所」に名称変更しました。)

(運営委員会等)

*基準開催日：第3土曜日

内 容	月	日	曜	時 間	摘 要
第5回運営委員会	8	17	土	13:30~16:30	
第6回運営委員会	9	21	土	13:30~16:30	
第7回運営委員会	10	19	土	13:30~16:30	
第8回運営委員会	11	16	土	13:30~16:30	
第9回運営委員会	12	14	土	13:30~16:30	

*ポパイの会（居場所活動）予定は、同封の「オリーブの会イベント通信」をご覧ください。

- **お知らせ** 「オリーブの会イベント通信」を発行しています。「こんなことがしたい。行きたい。」などご提案をお願いします。

ココカラ庵つわぶき 今後の予定

実 施 日 等			開始時刻は 14:00 共通
月 日	曜日	プログラム	開 催 場 所
8/3	土	ヨガ	リハセン
9/13	金	カウンセリング	たかせ人権福祉センター
10/5	土	ヨガ	リハセン
11/26	火	カウンセリング	仏生山交流センター
12/7	土	ヨガ	リハセン
1/10	金	カウンセリング	たかせ人権福祉センター
2/8	土	ヨガ	リハセン

○ひきこもり基本法の制定に関して

ご承知の通り、全国のKHJ各支部はKHJ全国連合の総会の決議に呼応し「ひきこもり基本法」の制定実現に向け力を合わせて取組みしていますが、その一環で国会のひきこもり支援議員連盟から求められているのは各都道府県・市はじめの地方議会の「ひきこもり基本法制定」を求める「意見書」の採択であります。

既に他県では以下に記載の通り県市の議会で意見書採択がなされました。当会としても、県・市議会の「意見書」の採択に向け今後全国の各支部と足並みを揃え取組していく必要があります。是非、このために会員の皆様の力を結集していきましょう。

県議会：愛知県、三重県、愛媛県の3県

市議会：名古屋市、広島市、浜松市、山口市、呉市の5市

- 皆様の年度会費の納入時期が少しずつ早くなり、再度のご請求が必要な方はほぼいなくなりました。会計担当者の負担を減らす意味でも早期支払いをお願いします。

年会費納入のお願い

年会費の納入についてのお願い ****送金の仕方の説明は切り取りして保存をお願いします。**

◎ 下記の方法で新年度（2024年度）の会費 **5,000円** のお支払いをお願いします。

（できれば「ご寄付」も合せてお願いします。）

○ 年会費・寄付金の送金方法 と 振込先口座等

送金方法

- ・ ゆうちょ銀行（郵便局）窓口に備付の「電信払込請求書・電信振替請求書」により下記の口座に送金する方法 ① か、他の銀行からの送金方法 ② いずれか

【送金（振込）先の口座番号】

【方法①、②により振込先口座番号が異なります】

① ゆうちょ銀行で現金またはご自分のゆうちょ銀行口座から振込する場合
記号 16300 番号 18531751

ケイエイチジェイカガワケンオリーブノカイ : ①、②とも同じ

② 他の金融機関より送金する場合

ゆうちょ銀行 店名六三八（ろくさんはち）

【店番】 6 3 8 【預金種目】 普通預金 【口座番号】 1853175

以上